

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 小型家電リサイクルワーキンググループ（仮称）の設置について（案）

1. 設置趣旨

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小電法」という。）は、平成25年4月の施行から約2年半が経過し、この間、同法に基づき、46の再資源化事業計画が認定され、認定事業者において約1.3万トン（平成25年度）の回収・処理がなされている。

こうした中、同法の附則の規定に基づき、施行後5年が経過する平成29年度までに、本制度の見直しにつき検討する必要がある。

これまで、小電法に係る審議は、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会において行ってきたが、今後は、同法の施行状況を踏まえ、小型家電リサイクル制度の更なる推進に向けて、より詳細かつ専門的に議論を行う必要があることから、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会の下、新たに「小型家電リサイクルワーキンググループ（仮称）」を設置することとする。

2. 審議事項

- 1) 小型家電リサイクルの現状・課題の整理を通じた小型家電リサイクル制度の評価
- 2) 小電法の見直しに係る検討 等

3. 委員構成

学識経験者、関係業界団体等の有識者により構成

4. 当面のスケジュール

平成27年12月上旬～中旬 第1回WG（中央環境審議会と合同開催予定）

※議題（案）

- ・小電法の施行状況
- ・今後の小型家電リサイクル制度のあり方 等